**○国家公安委員会告示第二十三号**

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの資産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月二十八日　国家公安委員会委員長　松本　純

氏名　カダフィ・アブバカル・ジャンジャラニ（KHADAFI ABUBAKAR JANJALANI）
名簿に記載された年月日　2004年12月22日（2009年２月23日に改訂）
名簿記載者公告番号　ＱＩ－93

**○外務省告示第百六十二号**

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第百四十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び同理事会決議第千二百六十七号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年四月八日に行った決定等に基づき、五第千九百八十八号に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十八日　外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （別表）<br>１．～453.　［略］<br>454.　削除 | （別表）<br>１．～453.　［同左］<br>454.　カダフィ・アブバカル・ジャンジャラニ（別名：(a)カダフィ・ジャンジャラニ(b)カダフィ・アブバカル・ジャンジャラニ(c)アブ・ムクタル）<br>KHADAFI ABUBAKAR JANJALANI　(a.k.a.: (a)Khadafy Janjalani (b)Khaddafy Abubakar Janjalani (c)Abu Muktar)<br>称号：不明<br>役職：不明<br>生年月日：1975年３月３日<br>出生地：Isabela, Basilan, Philippines<br>国籍：フィリピン<br>旅券番号：不明<br>ＩＤ番号：不明<br>住所：不明<br>国連制裁委員会による指定日：2004年12月22日（2009年２月23日に改訂）<br>その他の情報：2006年に死亡したと報告されている。 |
| 455.　～746.　［略］ | 455.　～746.　［同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○文部科学省告示第七十二号**

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき、特別支援学校幼稚部教育要領（平成二十一年文部科学省告示第三十五号）の全部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年四月二十八日　文部科学大臣　松野　博一

特別支援学校幼稚部教育要領

目次

前文
第１章　総則
第１　幼稚部における教育の基本
第２　幼稚部における教育の目標
第３　幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
第４　教育課程の役割と編成等
第５　指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
第６　特に留意する事項
第７　幼稚部に係る学校運営上の留意事項
第８　教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など
第２章　ねらい及び内容
健康，人間関係，環境，言葉及び表現
自立活動

教育は，教育基本法第１条に定めるとおり，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと，同法第２条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

１　幅広い知識と教養を身に付け，真理を求める態度を養い，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うこと。

２　個人の価値を尊重して，その能力を伸ばし，創造性を培い，自主及び自律の精神を養うとともに，職業及び生活との関連を重視し，勤労を重んずる態度を養うこと。

３　正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。

４　生命を尊び，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度を養うこと。

５　伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また，幼児期の教育については，同法第 11 条に掲げるとおり，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ，国及び地